

児童福祉法の改正による児童虐待防止の対応について

満 身 史 織

I はじめに

1. 児童虐待について

児童虐待はこれまでさまざまな対応策や予防策が検討され、法律の改正等によって支援を拡充しているが、虐待による悲しいニュースが後を絶たない。実際に虐待による子どもの死亡事例も高い水準で推移しており、児童相談所の児童虐待相談対応件数も年々増加するなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

児童虐待の定義については、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」（以下、児童虐待防止法という）の第2条において、「この法律において、『児童虐待』とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定され、次の4つの行為が規定された。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をして

わいせつな行為をさせること。

- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

なお、先に述べたようにこの法律では「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護、保護している場合の者をいい、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当する。

2. 児童虐待の現状

次に、児童虐待の日本における現状について最新の統

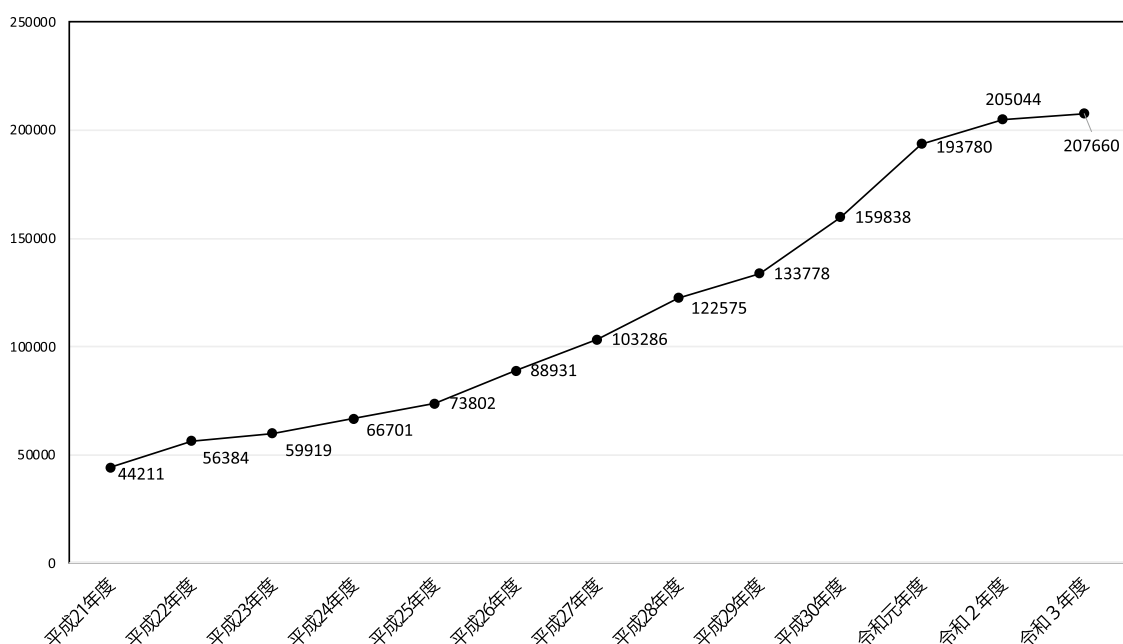


図1 児童虐待相談対応件数の推移（こども家庭庁，2023a より一部抜粋）

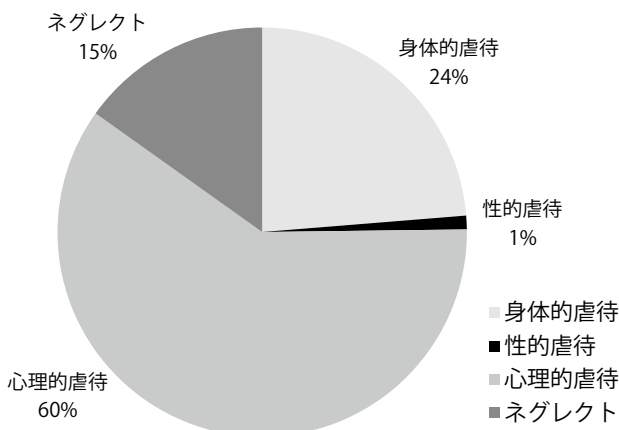


図2 児童虐待相談の対応件数（相談種別）
（厚生労働省，2023aをもとに作成）

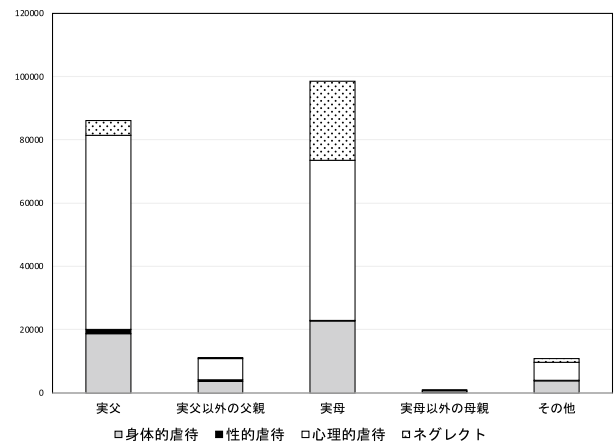


図3 主な虐待者と児童虐待種別の児童虐待相談対応件数
（厚生労働省，2023aをもとに作成）

表1 最近の児童虐待防止対策の経緯（厚生労働省，2021）

2016年5月成立	<p>平成28年児童福祉法等の一部改正（2017年4月施行等）</p> <p>全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化（子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等）・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制強化・里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。</p>
2017年6月成立	<p>平成29年児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正（2018年4月施行）</p> <p>虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。</p>
2018年7月20日	<p>児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（関係閣僚会議決定）</p> <p>増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。</p>
2018年12月18日	<p>児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）（関係閣僚会議決定）</p> <p>緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画を策定。</p>
2019年2月8日	<p>緊急総合対策の更なる徹底・強化について（関係閣僚会議決定）</p> <p>児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。</p>
2019年3月19日	<p>児童虐待防止対策の抜本的強化について（関係閣僚会議決定）</p> <p>昨今の児童虐待相談件数の急増、2018年の目黒区の事案、2019年の野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。</p>
2019年6月19日成立	<p>令和1年児童福祉法等の一部改正（2020.4施行等）</p> <p>児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講ずる。</p>

計情報を基に整理する。こども家庭庁(2023a)によると、令和3年度の児童相談所(全国225か所)における児童虐待相談対応件数は、207,660件であり、過去最多となっている。前年度と比較すると2616件の増加であり+1.3%の増加となり、毎年増加している。虐待種別ごと、主な虐待者の件数をみると(厚生労働省, 2023a), まず虐待種別については、身体的虐待が49,241件(23.7%), 性的虐待が2,247件(1.1%), 心理的虐待が124,724件(60.1%), ネグレクトが31,448件(15.1%)となっている。次に主な虐待者については、実母が最も多く、次いで実父となっている。図3のグラフを見ると、ネグレクトについては実母と実父では差が大きいことがわかる。ひとり親世帯は、母子世帯数119.5万世帯、父子世帯数14.9万世帯であり、平均年間就労収入は、母子世帯が236万円、父子世帯が496万円と差がある(内閣府, 2023)。ネグレクトにおいて実母の件数が明らかに多いこと背景には、ひとり親となるのは母親が多く、収入が低いという経済的な困難も一要因として考えられる。そのため、ひとり親への支援も必要不可欠となると考えられる。

児童虐待相談対応件数の主な増加要因は次の3点が挙げられている。①心理的虐待に係る相談対応件数の増加(前年度と比べて3390件の増加), ②家族親戚, 近隣知人, 児童本人等からの通告の増加(前年度と比べて1428件の増加), ③虐待相談窓口の普及などにより, 家族親戚, 近隣知人, 児童本人からの通告の増加である。これらの増加要因からは、これまで見過ごされていた虐待が相談対応につながることで、発見されることが以前よりも可能になっていることが示唆される。

近年の児童虐待の状況をもみても、さらなる児童虐待防止への対応等が必要であることがわかる。これまでも度々の法律の改正等が行われたが(表1), まだ検討の余地があるということを示している。そのような中、令和4年6月に改正児童福祉法が成立した。この改正児童

福祉法においては、子育て世帯への包括的な支援のための体制の強化等を行うこととしている。子どもやその保護者、家庭に対して、改正児童福祉法ではどのような対応策が検討されているのだろうか。

本稿では、この改正児童福祉法について、厚生労働省が報告する概要(厚生労働省, 2022a; 厚生労働省, 2022b; 厚生労働省, 2022c)を基にまとめる。なお、各事業等の中には、概要が示された後に詳細が検討され、新しい情報が追加されたものもあるため、それも加えて整理する。

II 改正児童福祉法概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

1-1. こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとされた。この二つの組織の支援対象や役割については、表2に示す。包括的な子育て家庭支援体制構築のためには、①支援ニーズの把握が不十分であり、サービスが不足していること、②母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との間でのマネジメント体制の再構築が必要であるという課題が挙げられていた(厚生労働省, 2021)。これを踏まえて、子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前進するために、相談機能の一体化としてこども家庭センターの設置となった。

こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を繋ぐためのマ

表2 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の相違点(堀口, 2020)

	子育て世代包括支援センター	市区町村子ども家庭総合支援拠点
根拠法	母子保健法	児童福祉法
主な対象	妊娠期の保護者から乳幼児期の子ども、およびその保護者。虐待リスクとしては軽度の家庭。	学齢期以降の子ども、およびその保護者。虐待リスクとしては、軽度から中等度以上の家庭。
主な役割	・妊産婦及び乳幼児の生活状況の把握 ・保健師などによる妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、助言、母子保健サービスの提供。 ・育児不安のある妊産婦の対応方針に関する支援プランの作成。 ・他の保険医療機関、福祉の関係機関との連絡調整	・子どもや家庭からの相談を受けるなど子ども家庭支援全般に係る業務。 ・児童虐待のリスク判断やリスクのアセスメントなど要支援・要保護などへの支援業務。 ・要保護児童対策協議会の調整機関として、他の関係機関との連絡調整業務。
従来の役割との対応	母子保健サービス、子育て支援サービス	児童家庭相談援助、要保護児童対策協議会調整機関

ネジメント（サポートプランの作成）や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るものであるとされる。

こども家庭センターでは、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれ専門性に応じた業務を実施する。その上で、新たに配置される統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施することとなる。

この相談機関で作成されるサポートプランは、主に次の目的・機能を有するものとして作成される。①行政機関による支援対象者の課題の把握・明確化や、必要な支援の種類・内容を決定し、これらに関係者間で共有することで、効果的な支援に確実につなげる。②支援対象者地震が、自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることで計画的な利用を促す。サポートプランの作成に当たってはできる限り妊産婦やこどもの意見を確認するとともに、作成したサポートプランは原則として本人に交付される。対象者は①児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者（改正児童福祉法第10条第1項第4号）。②母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（改正母子保健法第9条の2第2項）。サポートプランとは別に、支援対象者の支援方針（計画）や家庭状況、相談記録管理など、行政機関が内部的に整理しておくべき内容を記載する個人記録も作成される。

1-2. こども家庭センターについて

新たに2023年5月にこども家庭庁から、「こども家庭センター」設置運営要項（案）が出されているため、こども家庭庁（2023b）によりまとめられたこども家庭センターについての概要を提示する。

まずは趣旨・目的について下記に述べる。

- ・子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める。
- ・こども家庭センターは、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

業務内容は、次のとおりである。こども家庭センターにおいては、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）

を一体的に行う。この児童福祉機能に係る業務については次の9点が挙げられている。①家庭や地域の状況の把握、②情報の提供、③相談等への対応（サポートプランの作成等）、④総合調整、⑤地域資源の開拓、⑥地域子育て相談機関との連携、の支援を行う、⑦家庭支援事業の利用勧奨・措置、⑧地域子育て相談機関の整備等、⑨要保護児童対策地域協議会（以下、要対協と略）の「要保護児童対策調整機関」についても、併せて行うことが望ましい。

サポートプランに関しては、まず作成対象について次のように述べられている。対象は、母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者、及び要保護児童、要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦に加え、子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者及び妊婦となる。サポートプランには、解決すべき課題、作成対象者の意向、作成対象者に対する支援の種類及び内容、サポートプランの見直し時期等を記載する。ただし、保健師等が中心となって作成するサポートプランは、現行の子育て世代包括支援センターで作成している「支援プラン」と同様である。そしてサポートプランの具体的内容等に関しては、次の4点が挙げられている。

- ・サポートプランについては、こどもや保護者との関係性を土台にこどもや保護者との面談の場等において協働して作成することや、当事者と共有することが重要。
- ・当事者とサポートプラン作成のための相談関係ができていない場合は作成に向けた働きかけを行い、その上で作成が困難な場合は、可能な限り当事者のニーズ把握を行い、内部での支援計画（支援方針）に反映し、支援の実施を図る。
- ・支援を拒否する等その実施が困難な場合には、利用勧奨・措置、児童相談所への送致などについてセンター内部や要対協個別ケース検討会議で検討することが重要である。
- ・定期的にケースの変化や支援の利用状況等について、こども家庭センターや要対協個別ケース検討会議等で確認をした上で、支援内容の追加や変更など見直しを行う。

そしてこども家庭センターの実施体制については、次のとおりである。こども家庭センターには、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1か所あたり1名配置する。統括支援員は、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格（例えばこども家庭ソーシャルワーカーなど）等を有している者や十分な経験がある者が望ましい。

また、一体的支援の主な業務フローは次のように示さ

れている。①妊娠の届出、乳幼児健康診査等の機会を通じて、保健師等が支援の必要な家庭を把握し、個別の妊産婦等を対象としたサポートプランを策定。②合同ケース会議を開催し、統括支援員を中心として、特定妊婦や要支援児童等の該当性判断や支援方針の検討・決定。③子ども家庭支援員等が保健師等と協働しながらサポートプランを更新し、当事者に手交。④更新されたサポートプランは、子ども家庭支援員等と保健師等が適宜、連携・協働して、サポートプランに基づく支援を実施。なお、職員配置については、今後、財政支援と併せて検討される。

さらに、子ども家庭センターに関して、「市町村子ども家庭支援指針」及び「子育て世代包括支援センターガイドライン」の検討に当たって考慮すべき事項がまとめられている。まず、「サポートプラン作成の理念」に関しては次の4点が挙げられている。

- ・サポートプラン作成の目的は、当事者のニーズに沿った支援方針を作成する過程で、自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることで計画的な利用を促すこと、及び関係機関と支援内容等を共有し、効果的な支援を実施すること。
- ・当事者との協働には、「傾聴して、共感し、承認する」という姿勢が必要。
- ・ニーズの把握においては、当事者との信頼関係が必要であり、関係性構築の過程又はその結果としてサポートプランが作成、手交されることとなる。なお、信頼関係は最初から築けるものではなく、「試みる」ことが重要であり、サポートプランは当事者と一緒に支援を考えるためのツール。
- ・サポートプランの作成・手交が困難な状態が一定期間継続した場合、必要に応じて利用勧奨・措置なども検討し、当該結果等も踏まえつつ、必要なケースについては要保護児童対策協議会（以下、要対協と略す）も活用しながら児童相談所等との関係機関と連携し、必要な対応を検討することが必要。

また「サポートプランを活用した支援の充実」においては、要対協における効果的な協議及び支援、家庭支援事業に係る利用勧奨・措置の実施、児童相談所からの在宅指導措置の受託や親子再統合支援の際の活用、他の支援計画との整合性の確保、が挙げられている。さらに「子ども家庭センターと要対協との関係」については、次のように述べられている。子ども家庭センターは、子どもとその家庭からの相談に対応する際、複数の関係機関が連携した支援が必要な場合に要対協を積極的に活用し、アセスメントに必要な情報共有や関係機関が協働しながらの支援を実施する。また、子ども家庭センターの職員が、要対協の個別ケース検討会議における支援の検討、見直し等の際に、必要に応じてスーパーバイズを行うことも検討されているが、子ども家庭センターの職員は1

人で行うことも想定され、その場合「スーパーバイザーの役割は難しい」といった意見もあった。

最後に統括支援員に求められる資質について2点が挙げられている。①統括支援員は、子ども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方についてマネジメントができる責任者として、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有するほか、切れ目ない支援を行うため、以下が求められる。

- ・予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
 - ・支援に活用できる社会資源を熟知していること
 - ・支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること
- ②統括支援員には母子保健及び児童福祉に関する必要な研修を積極的に受講することが望まれる。また、改正児童福祉法により導入される「子ども家庭ソーシャルワーカー」を取得することが望ましい（7.において後述する）。

2. 市区町村における子育て家庭への支援の充実

要支援・要保護児童は約23万人、特定妊婦は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。そのため、地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。また、市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用推奨・措置を実施する。

具体的な取り組みとして、子育て世帯訪問支援事業（児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を新設し、子育て短期支援事業と一時預かり事業の拡充を行うとされている。

2-1. 子育て世帯訪問支援事業

訪問による生活の支援を行う事業である。対象は、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等であり、支援を要するヤングケアラーも含むとされる。支援内容としては、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等である。例えば、調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言などである。なお、本事業は、前倒しで実施されている状況である。

ここで養育支援訪問事業との関係についてである。養育支援訪問事業は、現在まで実施されていた事業であり、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とした事業である。この養育支援訪問事業については、令和6年度以降、専門的相談支援に特化させる予定であり、現在行われている「育児・家事援助」については、子育て世帯訪問支援事業で対応することになると示されている（厚生労働省、

2022c)。ただし相談支援ニーズの高い家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせ利用することも想定されるところであり、利用者の状態、ニーズに応じて活用されることが検討されている。

2-2. 児童育成支援拠点事業

学校や家以外のこどもの居場所支援を行う事業である。対象は、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童である。支援内容としては、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等である。例えば、居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整などが挙げられる。

こどもの居場所づくりに関しては、現在も取組まれており、こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書概要（こども家庭庁、2023c）では、居場所の現状と課題、及び提言として課題と対応策についてそれぞれ5点が挙げられている（表3）。

2-3. 親子関係形成支援事業

親子関係の構築に向けた支援を行う事業である。対象は、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等である。支援は、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。例えば、ペアレントトレーニングなど、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学

ぶなどが挙げられる。不適切な養育状況に陥る前に可能な限り早期に子どもとの関わり方に関する支援を行うことが想定されている。

この事業に関連して、児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業が開始されている。この事業は、平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めており、その取組を更に強力に推進するため、先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図るものである。あわせて、令和4年6月に成立した改正児童福祉法にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されるところ、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援するとの目的が示されている（こども家庭庁、2023d）

事業の概要は次のとおりである。改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。対象施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームが挙げられており、これらの施設の専門性を生かした親子関係形成支援やそのほかの支

表3 居場所の現状と課題、及び提言－居場所に共通する課題と対応の方向性－（こども家庭庁、2023fcより作成）

課題1：居場所の安心・安全の確保	対応策1：こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり
大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれることなく、安心・安全な居場所を確保する必要がある。専門性や領域を横断しながらコーディネートできる人材の不足等の課題もある。	こども・若者自身が自らの権利について学ぶ機会や、居場所づくりを行う大人が、こども・若者の権利を理解し、守っていくことが必要。こども・若者の声を聴き、適切に居場所づくりに反映させる仕組みや、こども・若者とともに居場所をつくっていく仕組みの整備が必要。
課題2：こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり	対応策2：居場所における支援の質向上と環境整備
こども・若者の声を聴き、適切に反映させる仕組みの整備や、大人のこども・若者の権利に関する理解が不足している。	安定した人材確保や支援の質向上のため、居場所において職務として直接支援に当たる者の処遇改善を図るとともに、複合化する課題への対応等に向けた居場所間の連携や研修の充実、居場所を運営する人材の精神面へのケア等が求められる。
課題3：多様な居場所を増やすこと	対応策3：地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成への支援
地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材、居場所の運営や経営を支援する人材等が不足している。	地域のニーズを把握し、居場所づくりの担い手を含む資源の発掘・活用や、地域づくりとの連携など、地域の居場所全体をコーディネートし、多様な居場所を確保する人材が必要である。
課題4：居場所とこども・若者をつなぐこと	対応策4：居場所づくりに取り組む団体を支援する「中間支援団体」への支援
地方部での居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を、保護者やこども・若者が入手できる環境の整備が課題。居場所につながりにくい層へのアプローチや、居場所につながるきっかけづくりとしてのアウトリーチ等も検討する必要がある。	居場所づくりを担う団体等への支援と合わせ、安定的で質の高い居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成をサポートする団体の存在が必要である。
課題5：居場所を継続すること	対応策5：官民の役割分担（共助・公助の組み合わせ）
居場所の持続可能性を高める上で、居場所を運営する団体の経営の安定性や、人材確保・雇用の安定化、居場所を運営する人材への精神面などのケアの不足等の課題がある。	これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を踏まえること、同時に、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である。

援が展開されることが期待される。

2-4. 児童発達支援センターの役割・機能の強化

まずは制度の現状について述べる。主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。また障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化が、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。これを踏まえ改正案は次のとおりである。

まず、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化することである。これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながるるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージは次の4点である。①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能。

次に、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行うことである。これにより、障害種別にかかわらず、障害児や家族が身近な地域で必要な発達支援を受けられるようになる。

3. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置費用と同様に義務的経費にするとともに、①措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。②家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。また、妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

3-1. 親子再統合支援事業

この事業の対象は、親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者である。児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。例えば、ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム等が挙げられる。

この事業に関連して、親子関係再構築支援に関する取組事例集（厚生労働省、2023b）から、事例の一つを紹介する。事例4の福岡県では、「親子の絆再生事業」が実施されている。この事業は親子関係の再構築を目的として、個々の家庭の課題や環境に合わせて支援計画を作成し、計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行う事業である。各児童相談所に児童福祉司と児童心理司各1名を「きずな担当」として配置する。また、外部の専門家によるスーパーバイザーを配置し、毎月SVを受ける体制を構築している。年に数回、「きずな担当」による勉強会も開催し、担当者間の情報共有を図っている。支援内容は、親子関係構築・改善のための支援の他、生活面や精神面の安定を図るための支援など多岐にわたり、各ケースにとって効果的な支援を検討し、実施している。また、必要に応じて、家族応援会議やペアレントトレーニングなど、各種プログラムを活用している。平成30年度に比べて令和2年度では効果があがっており、難しいケースへの対応や家庭復帰後の支援等に密に取り組めるようになってきていると報告されている。

3-2. 里親支援センターの設置

里親支援センターでは、里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親委託児童等に対する相談支援等を行う。里親支援の費用は里親委託の費用と同様に義務的経費とされる。現在、里親支援については、児童相談所設置自治体において里親支援事業（フォスタリング事業）として取り組まれており、里親支援センターの設備運営基準を考える上では、全国のフォスタリング事業の多様な実態を踏まえた議論が必要となると指摘されている（政策基礎研究所、2023）。

また里親支援センターの目的・役割、支援対象、事業内容、設備・職員配置・運営基準等、また里親支援センターと関係機関等との役割分担・連携、第三者評価についても調査報告（政策基礎研究所、2023）がなされている。その中で里親支援センターとは、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中での代替養育において、子どもの権利に根差し、子どもの最善の利益を実現する機関であると考えられ、里親支援センターがこのような役割を認識し、代替養育における支援において親族による養育や実親交流等家庭復帰に向けた支援等に取り組んでいくことも必要であると述べられている。

3-3. 妊産婦等生活援助事業

この事業の対象は、家庭生活に支障が生じた特定妊婦とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）である。住居に入居させ、または事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。また、養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、

特別養子縁組の情報提供等を行う。

この事業に関して、「妊産婦等生活援助事業に求められる姿」として調査研究において支援対象や支援内容等様々に検討がなされている（日本総合研究所，2023）。その中で、次のとおりサポートプランとの関連も述べられている。本事業の対象となる妊産婦等は、支援を必要とする妊産婦等としてサポートプランの作成対象となるものと考えられる。このため、本事業の事業実施者が、対象となる妊産婦等を把握した場合は、市町村（こども家庭センター）に情報提供するとともに、妊産婦等の意向も踏まえ、産後の妊産婦等の地域生活への移行や自立を見据えたサポートプランが作成されるよう、市町村と連携することが重要である。また、サポートプランに即した個別の支援状況については、市町村とのケース会議等により進捗管理していく必要がある（日本総合研究所，2023）。

4. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

4-1. 社会的養育経験者の自立支援

施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、①児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、②生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

(1) 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化

年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。つまり、満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所し続けることを可能とする。現行の制度の対象は、①義務教育を修了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等と②高等学校の生徒、大学生、その他の生徒又は学生で満20歳に達した日から満22歳に達する年度の末日までの間の者で満20歳に達する日の前日までに自立生活援助を利用していた措置解除者等とされていた。見直し後の対象は、①は同様、②満20歳以上の措置解除者等で高等学校の生徒、大学生その他のやむを得ない事情により自立生活援助の実施が必要と都道府県知事が認めた者となった。

(2) 社会的養護自立支援拠点事業

この事業の対象は、措置解除者等や自立支援を必要とするものを対象とする。例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所しながら対処後を見据えた利用を行う場合、施設の対処等の後に利用する場合などである。相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡

調整等を行う。

4-2. 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築

まず、制度の現状であるが、平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行なっていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。これを踏まえ、①障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化すること、②一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになっても強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年の期間）までの入所継続を可能とする。現行法においては、入所できる児童の年齢は原則18歳未満で20歳未満まで入所の延長が可能となっている。

5. 児童の意見聴取等の仕組みの整備

都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、①子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置付け、②都道府県知事は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、③子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置付け、その体勢整備に努めることとする。

子どもの権利擁護に係る環境整備に関しては、都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。児童福祉審議会等は、児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等に関しては、都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施する。なお措置等の解除、停止、変更、機関の更新の時点についても同様である。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容される。子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

意見表明等支援事業に関しては、児童相談所長等の意

見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象とする。子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

6. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

まず、一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）の概要である。一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。これは、裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合は除く。また児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化した。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護上を発付する。一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）。

次に一時保護所の設備・運営基準の策定等に関する規定である。ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定する。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。②一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。また、児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。

6-1. 一時保護時の司法審査マニュアル（案）について

令和5年6月21日に行われた一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームの会議において、それまで検討されてきた一時保護時の司法審査マニュアル（案）（こども家庭庁、2023e）が提示された。このマニュアル（案）は、素案であり今後の実務者作業チームの議論状況等により相当の修正が加わることを想定しているものと注意書きが記されている。

マニュアル（案）では、第1章に令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査関係）の概要が述べられている。上述する概要と重なる部分もあるが、より詳細に述べられているため、以下、その内容を記述する。

(1) 一時保護時の司法審査の枠組み

一時保護時の司法審査として、具体的には、改正後法第33条第3項により、児童相談所長等が一時保護を行うときは、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）が一時保護に同意したとき、親権者等がないとき又は一時保護状の請求までに当該一時保護を解除したときを除いて、一時保護を開始した日から起算して7日以内又は事前に、裁判官に対し一時保護状を請求することとされた。この場合において、裁判官は、一時保護開始時における一時保護の適正性について、児童相談所が請求時までに調査、収集した資料を斟酌して判断を行う。

(2) 一時保護の要件の明確化

一時保護の要件について、令和4年児童福祉法等改正法による改正前の児童福祉法（以下「改正前法」という。）第33条第1項では、「必要があると認めるとき」と規定される場所、一時保護を行うことが想定される具体的な事案の類型等は規定がなく、中立的な第三者が審査を行うに当たり、その要件が必ずしも明確であるとはいえないものと考えられた。そこで、一時保護時の司法審査において、裁判官が迅速かつ適切な審査を行うためには、一時保護の要件を法令上明確化する必要があることから、改正後法第33条第1項及び第2項により、児童相談所長等は、以下の要件を満たす場合に一時保護を行うことができることとされた。

①児童虐待のおそれがあるとき、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合（以下「一時保護の理由」という。）に該当し、

②必要があると認めるとき（以下「一時保護の必要性」という。）一時保護状の請求を受けた裁判官は、一時保護の理由に該当すると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付するものとする（改正後法第33条第4項）。

(3) 一時保護状の請求手続

一時保護状の請求に際しては、一時保護の理由及び必要性があると認められる資料を添えてこれを行う（改正後法第33条第3項）。また、令和4年児童福祉法等改正法に係る附帯決議において、児童及び親権者等の意見が裁判官に対し正確に伝わるよう適切な方策を講じるものとされたことを踏まえ、裁判官に提供する資料には、令和4年児童福祉法等改正法で導入された児童の意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により把握した一時保護に対する児童の意見又は意向、親権者等の意見を可能な限り盛り込むこととする。

(4) 不服申し立て

一時保護状の請求が却下となった場合において、児童相談所長等は、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、かかる

事情を裏付ける資料、一時保護の理由及び必要性に関する資料を添えて、同裁判の翌日から3日以内に限り、所定の裁判所に不服申立てを行うことができるものとされた（改正後法第33条第7項）。不服申立てを受けた裁判所は一時保護開始時における一時保護の適正性を審査するものとし、不服申立てが行われた場合において、裁判所の判断が確定するまでの間、児童相談所長等は引き続き一時保護を実施することができる（改正後法第33条第9項）。

続く第2章の「一時保護の要件」は調整中である。第3章では「一時保護状の請求手続き」、第4章では「不服申立手続き」、第5章「夜間休日の対応」について述べられており、第2章以外の章では、詳細な内容が提示されている。

7. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上

子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現認者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を導入する。この資格の名称は後述する。この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づけられる。具体的には、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての的確な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定する。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験。要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする）や施設等に配置するインセンティブを設定する。そして、新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記の環境を整備しつつ、児童の福祉に関して専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（令和6年4月）後2年を目処としてその検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。下記の環境とは、その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保である。

7-1. こども家庭ソーシャルワーカー

検討されていた資格の名称は、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会の議論状況について（厚生労働省、2023c）では、こども家庭ソーシャルワーカー（英語表記はCFSW（Child and Family Social Worker））とすべきであると検討されている。こ

の資格に求められる、こども家庭福祉に関する相談支援や多職種・多機関との協働といった専門性が伝わりやすいという理由からこの名称が挙げられている。子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ（厚生労働省、2023d）によると、次の6点が現在検討されてきた。①認定資格の取得対象者、②こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性、③こども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修の受講方法等、④認定資格の研修家庭（カリキュラム）、⑤試験のありかた、⑥その他の検討がなされた。なかでも②こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性については、下記の表4のとおり主な柱だてが示された。ここで示された内容では、詳細な専門性が詳述されており、これまでの検討を踏まえて児童虐待へ対応できる人材の具体的な要件が示されている。

現在こども家庭福祉の現場で働きこども家庭ソーシャルワーカーと近い専門性を持つ職種は、児童福祉司と児童心理司が挙げられる。この二つの職種の役割は表5に示す。また、この二つの職種の配置状況については次のとおりである。現在の児童福祉司の人口当たり配置標準は3万人に1人とされており、2022年度4月時点で（任用予定者含む）5,783人で前年度より596人増加している状況である（厚生労働省、2022d）。児童心理司は、児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとされ、2022年度4月時点で2,337人であり前年度より266人増加している（厚生労働省、2022d）。

こども家庭ソーシャルワーカーは、その名のとおり、ソーシャルワークの専門性を持つもので、また「児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける」ことから、高い専門性をもつ人材の確保を図るものと考えられる。堀口（2020）は、2020年までの児童虐待への対応や法改正等をまとめ、児童虐待対応における今後の課題を挙げている。その中の一つに「児童虐待に対応する人材の育成」がある。児童福祉司、児童心理司の増員を受け、スーパーバイザーの級の職員の要請が重要になってくると指摘されていることから、こども家庭ソーシャルワーカーがその役割を担うことが期待される。

8. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の照明を求める仕組み（日本版DBS）導入に先駆けた取組強化）等

児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取り消しや、再登録の制限などの資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う（厚生労働省、2023e）。具体的には、下記の5点である（表

表4 認定資格取得者に求められる専門性に係る主な柱だて（厚生労働省，2023d）

柱だて名称	認定資格取得者に求められる専門性
1. こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や社会正義，多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念や，地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識し，またこどもの最善の利益を考慮して，こどもの福祉の推進に貢献する。 ・スーパービジョンの授受の意義を理解し，常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に付け，自身を理解し，より良い支援の手立てを見出していく。 ・専門的知識や技術を取り入れ，実践から学び，専門性を高め続けることの重要性を理解する。
2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては，こどもの身体的・心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。また，こどもの障害，健康状態，養育環境，地域や国籍等の文化的背景等により，発達の過程が多様であることを理解する。 ・虐待等の不適切な養育環境がこどもの健康状態などの発達にもたらす長期的な影響を十分に理解し，アセスメントに反映させ，悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ・地域の見守り，アウトリーチ等による虐待予防に資する支援，一時保護施設や里親，児童養護施設等の社会的養護の枠組み，当事者（要支援者）の視点に立った権利擁護の意義について理解し，アセスメントや支援につなげる。 ・保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては，その多様なあり方や，社会的背景，地域の特性，家族内の相互作用を理解する。 ・相談支援等に求められる，虐待対応や保健医療，貧困，司法，保育，教育，障害福祉，精神保健等といった関連する領域の法的知識や施策，社会的課題，地域福祉の基本的な考え方や展開，動向を理解する。
3. こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと保護者等の支援を必要とする当事者（要支援者）に対する相談支援等を行うに当たり，こどもの権利擁護に係る理念を踏まえて，要支援者の参加によるパートナーシップを基本とした支援を行う。 ・コミュニケーション能力を高め，面接技術を修得し，こどもの自立も含めた長期的な視点を持ちつつ，要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い，それに基づく支援や支援状況の確認，支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれているこどものアセスメントに当たり，危機管理の視点に立ったリスク評価とこどもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い，子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。 ・こどもの権利が侵害されている場合には，こどもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について，危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。 ・地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し，推進する。要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては，要支援者に必要な支援内容に応じて，保健医療，貧困，司法，保育，教育，障害福祉，精神保健等，関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また，こどもを中心に置いた，多職種，多機関協働をコーディネートする能力を身に付け，実践する。 ・組織対応の意義を理解し，推進する。組織の中での自らの役割を認識し，組織としての方針決定に貢献するとともに，組織的な改善に努める。

表5 児童相談所の主な職種とそのアセスメントの視点（堀口，2020から一部抜粋）

職種	主な役割	アセスメントの視点
児童福祉司	虐待通告の調査，家庭訪問や通所面接による支援，学校などへの関係機関訪問や連携，各種サービス（社会資源）の調整による支援。	社会診断 システム論的な視点から虐待の内容，重症度，保護者や子どもの問題となる行動傾向やパーソナリティ特性，家庭内のキーパーソン，その家族を取り巻く環境やサービス利用可能性などを包括的にアセスメントする。
児童心理司	心理検査・発達検査による知的発達や行動状の特徴のアセスメント，プレイセラピーなど心理学的介入による支援。	心理診断 児童虐待による心身の発達への影響，虐待を受けたことの受け止め方，学校や一時保護所における適応状態など子どもの心理面を包括的にアセスメントする。

6 参照)。

- (1)欠格期間の見直しである。禁固以上の刑に処せられた場合の欠格期間について、現行では執行を終わった日等から起算して2年となっている期間が期限なしとされる。
- (2)児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加される。
- (3)児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者及びこれら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者(以下「特定登録取消者」という)に係る保育士資格の再登録制限を行う。
- (4)保育士を任命し、又は雇用するものによる都道府県知事への報告義務。
- (5)特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録取消しの事由等に関する情報に係るデータベースの整備等である(厚生労働省, 2023e)。

また、本法律の施行日は令和6年4月1日とされているが、資格管理の厳格化に関する改正法の規定は令和5年4月1日より施行された。

8-1. 日本版 DBS に関して

上記のとおり、日本版 DBS はまだ導入に先駆けた取組強化の段階である。ここで、他国が導入している DBS について紹介する。表7はイギリスの DBS 制度とそれに類似した各国の制度(田村, 2023)である。

8-1-1. イギリスにおける犯罪歴照会制度

以下、こども家庭庁(2023f)によるイギリスの DBS 制度の詳細である。イギリスでは、基本的に職種に関わらず被用者(本人)又は使用者が犯罪歴証明書を求めることができる制度が存在する。ただしこどもに関わる職業又は活動を行う使用者がこどもに対する性的虐待等の犯罪歴がある者を使用することは犯罪と定められているため、こどもに関わる職種の使用者において被用者の犯罪歴照会を行うことが義務化されている。現行制度としては、DBS チェック制度として実施されている。

前歴開示(Disclosure)は、Disclosure and Barring Service(DBS)(前歴開示・前歴者就業制限機構)が行い、DBSは他にも「こどもや脆弱な大人と接する仕事に就けない者のリスト」の作成(就業禁止決定(Barring))も行なっている。前科情報等のデータは、内務省等の別組織によって管理・保管され、DBSはそのデータベースを利用する形で運用を行なっている。DBSが照会す

表6 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版 DBS)の導入に先駆けた取組強化(厚生労働省, 2023e)

改正事項	保育士(児童福祉法)(現行)	教員(教員免許法等)	保育士(児童福祉法)(見直し案)
①欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	-	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して3年
	登録取消・免許状執行等による場合	登録取消の日から起算して2年	免許状失効等の日から3年
②登録取消等の事由	登録の取消・免許状執行を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状執行を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる(※)	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
④わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握(データベースの整備)	-	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する(※)	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

⑤そのほか、わいせつ行為を行ったベビシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

表7 イギリスのDBS制度とそれに類似した各国の制度（田村、2023）

<p>【イギリス】 子どもの心身に障害を与える犯罪などは無期限でデータベースに掲載 ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：無期限 犯罪種別ごとに記録が保持される期間は異なるが、わいせつ行為、児童に対する精神的・身体的障害を伴う犯罪などは「特定の犯罪」に分類され、無期限の保持となっている。 ○制度：DBS ○根拠法：犯罪者更生法（the Rehabilitation of Offenders Act）</p>
<p>【ドイツ】 ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：20年 犯罪種別ごとに記録が保持される期間は異なるが、児童の保護に特に関連のある犯罪の前科については20年（拡張犯罪歴証明書）である。 ○制度：拡張犯罪歴証明書（ein erweitertes Führungszeugnis） ○根拠法：社会法典第8編（児童・青少年支援）（Sozialgesetzbuch Achten Buch：Kinderund） 連邦中央登録簿法（Bundeszentralregistergesetz：BZRG）</p>
<p>【スウェーデン】 ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：10年 現在の制度として情報保持期限は過去10年とされているが、性犯罪歴者が児童専門職に雇用されることを禁止するよう議会が政府に提案している。 ○制度：犯罪歴証明書の提出 ○根拠法：子どもと働く者の登録管理法（Lag（2013：852）om registerkontroll av personer som ska arbeta med barn）</p>
<p>【オーストラリア】 州によって制度が異なるが、子どもと関わる仕事に就く場合は無期限にデータベース記載 ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：無期限 州によって制度は異なるが、子どもと関わる仕事に就く場合は例外なく無制限となっている ○制度：National Police Check（NPC）／Working with Children Check ○根拠法：Spent Convictions Legislation（使用済み有罪判決法）</p>
<p>【ニュージーランド】 データベース掲載は無制限。教育機関などは安全性調査を受けたか確認せずに雇用してはならない。 ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：無期限 安全確認と保護方針（保健省）を打ち出し、無期限の労働力制限 ○制度：Safety Checks（安全性調査） ○根拠法：児童法（2014年、Children's Act）</p>
<p>【その他】 ○フランス：教育などの資格取得審査を担当する行政職員が事前に許可を求め、データベースにアクセス可能 ○フィンランド：保育、教育などに従事しようとする者は自ら、犯罪歴証明書の発行を申請して提出</p>

る主なデータ等は次の3つである。

- (1)内務省管理データであるPNC（Police National Computer）：警察が記録した特定の被疑者の逮捕詳細、追訴・起訴・有罪判決に関する情報、警察が発した注意処分等の裁判外刑事処分の情報等が保存されている。
- (2)地方警察管理データであるPLX（Police Local Cross-Referencing Database / Police Local Exchange）：被疑者等の氏名、生年月日等個人情報と地域警察が独自に有する個人の機微情報（有罪にならなかった事案に関する情報等）が保存されている。
- (3)就業禁止者リストであるこどもや脆弱な大人と接する仕事に就けない者のリスト：特定の犯罪により有罪判決を受けた者、特定の犯罪歴チェック時に開示された犯罪歴を持つ者、またDBSへの通報を基に組織的

な判断の結果決定された者が掲載。なお、規制対象活動を行う団体・人材派遣業者は、児童に危害を与えるおそれがある者がいる場合にDBSに通報の義務がある。

就業禁止決定に関しては、DBSは、就労希望者が特定の重大な犯罪（深刻な暴力的・性的犯罪等）で有罪判決を受けたことがある場合、こども等に危険を及ぼすと確信できる判決以外の情報を持っている場合に一定の職業に就くことを法的に禁止するため、就業禁止者リストを作成し管理している。DBSがこども等と関わる仕事に就くことを禁止する決定をした場合、その決定を下された者がそのような仕事に就くことは刑事犯罪となり、また使用者が事情を知りながら職務に採用することも刑事犯罪となる。就業禁止者リスト掲載の決定方法は次のとおりである。①特定の重大犯罪で有罪とされた又は警

表8 各チェックにおける証明書掲載内容（こども家庭庁、2023f）

証明書掲載内容	基本チェック	標準チェック	拡張チェック	就業禁止者リスト付き拡張チェック
PNC データの内、掲載期間未経過の裁判所による有罪判決及び警察官による裁判外刑事処分の内条件付注意処分	掲載	掲載	掲載	掲載
PNC データの内、掲載期間に関係なく選別された特定の裁判所による有罪判決及び警察官による裁判外刑事処分（例：こどもへの虐待、卑猥な暴行等の有罪半径）	-	掲載	掲載	掲載
PLX データの内、警察官がDBS 証明書に掲載すべきと判断した機微情報	-	-	掲載	掲載
就業禁止者リスト情報への掲載の有無	-	-	-	掲載

表9 「特定の犯罪」（期間にかかわらず証明書に掲載）（こども家庭庁、2023f）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に対する淫らな、猥褻な又は性欲に満ちた行為の実行又は未遂 ・ 児童に対して精神的又は身体的な障害を負わせた犯罪 ・ 児童に対する虐待又は猥褻な暴行 ・ 男児との性交又は児童との同意のない性交 ・ 近親者による児童との性交 ・ 児童の誘拐の共同正犯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童殺人 ・ 児童の誘拐 ・ 過失致死 ・ 殺人、強姦 ・ 誘拐、監禁
--	---

告を受けた者は、警察からDBSに対して情報提供がなされ、自動的にリストに掲載される。②使用者や各種期間等からのDBSへの通報情報に基づき、DBS内で審議を行い、こども等に危害を与える可能性があると判断された場合に掲載される（掲載への不服申し立て等のプロセスもある）。

証明書の種類に関して述べる。職種や業種ごとに対象が分けられた、4種類の証明書がある（表8）。基本的に「基本チェック」を経た証明書発行の申請は職業等に関わらず可能であるが、こどもと接する職業等については、「拡張チェック」「就業禁止者リスト付き拡張チェック」を経た証明書での就労可否の確認が必要となっている。

就業禁止者リスト付き拡張チェックの対象となる職業・活動については次のとおりである。就業禁止者リスト付拡張チェックは、法に規定されている規制対象活動（活動内容と期間条件に当てはまるもの）に該当する者の他、特定施設で活動する者、スポーツ分野で活動する者も利用される。DBSでは、特定施設やスポーツ分野等での対象職種等を判断できるよう、規制対象活動にガイダンスを公表。ガイダンスでは、期間条件に当てはまらない対象職種については、「拡張チェック」を行うことが記載されている。

証明書に記載される犯罪の期間については、1974年更生保護法に基づき、刑の種類によって、証明書の記載から行って期間を経ても削除されない刑と、一定期間を経ると削除される刑がある。ただし、標準チェック・拡張チェック・就業禁止者リスト付拡張チェック証明書で

は、「特定の犯罪」（表9）としているものは期間にかかわらず証明書に記載されることになっている。

III 終わりに

以上、改正児童福祉法について、厚生労働省が報告する概要を基にまとめ、新しい情報も加えて整理した。

今回の改正児童福祉法によって整備・展開される事業等は、すべての子どもやその保護者、家庭を対象とした予防的支援から、支援を必要とする子どもやその保護者、家庭まで、もしくは妊産婦から子ども・若者とその保護者までといった切れ目のない支援が展開されることがうかがえる。またその取組みにおいては、連携や協働、役割分担、また専門性等がキーワードになると考えられ、各現場で各自の専門性を活かし、連携のとれた特色ある支援を展開し、児童虐待防止への一助となることが大いに期待される。また、子ども居場所づくりの課題とその対応策からは、新設される事業において、支援される対象の幅を広げるため、とくに予防的支援の促進のために多様な支援のあり方、多様な支援者が求められると考えられる。

久保・湯川（2021）は、令和2年ごろまでの児童虐待等にかかる法令等の推移をまとめ、児童虐待対応の今後の課題を挙げている。その一つが虐待対応過程における司法関与を求め、少なくとも一時保護の開始時点から司法がその適正をチェックすべきであるとの指摘である。今回の児童福祉法改正においては、まさにこの点の法整備がなされたといえる。このように、着実に児童虐待防

止のための対応等が進められているが、今後も法整備をはじめとするさらなる対応が求められる。とくに、子どもへのわいせつ行為に関する事件も目にする事が多く、児童をわいせつ行為から守る環境整備に関しては、各国の先進的な事例を基にデータベースの整備等の対応が急務であると考えられる。

引用・参考文献

- 堀口康太 (2020). 第1章 児童虐待の現状と対応の枠組み. 原田隆之 (編). 子どもを虐待から守る科学: アセスメントとケアのエビデンス. 金剛出版, pp.3-46.
- こども家庭庁 (2023a). 令和3年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/1cdcbd45/20230401_policies_jidougyakutai_07.pdf (2023年8月8日取得)
- こども家庭庁 (2023b). 令和5年度「保健師中央会議」こども家庭センターについて. <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001127396.pdf> (2023年8月8日取得)
- こども家庭庁 (2023c). こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書概要. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/16146b18/20230401-policies-ibasho-2.pdf (2023年8月17日取得)
- こども家庭庁 (2023d). 「社会的養育・家庭支援部会(第1回)」参考資料4: 関係資料. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2067db91-4b40-455d-b11d-1bcdceb2e37d/e47bcd55/20230516_councils_shingikai_shakai_katei-Mag6djKb_08.pdf (2023年8月22日取得)
- こども家庭庁 (2023e). 「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム(第2回)」資料2: 一時保護時の司法審査マニュアル(案). https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/aabe5b11-8454-4f08-8686-9b5f59e621b5/55a8341e/20230807_councils_Judicial-Review-Working-Team-on-Temporary-Protection_aabe5b11_03.pdf (2023年8月25日取得)
- こども家庭庁 (2023f). 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」第4回会議配布資料: 資料3 イギリス, ドイツ, フランス, アメリカ, カナダ, オーストラリア, ニュージーランド, スウェーデン, フィンランド, 韓国における犯罪歴照会制度に関する資料. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/48e0b00d-1267-40d7-beb0-3bddd1699907/f86e37e9/20230823_councils_kodomokanren-jujisha_48e0b00d_03.pdf (2023年8月25日取得)
- 厚生労働省 (2021). 令和3年「第5回経済財政諮問会議」資料5 社会保障改革, 少子化対策の課題と対応の方向性. https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0426/shiryo_05.pdf (2023年8月21日取得)
- 厚生労働省 (2022a). 改正児童福祉法の概要. <https://www.mhlw.go.jp/content/000991032.pdf> (2023年8月8日取得)
- 厚生労働省 (2022b). 参考資料1 改正児童福祉法基本資料. <https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf> (2023年8月8日取得)
- 厚生労働省 (2022c). 改正児童福祉法について(第二部) <https://www.mhlw.go.jp/content/000995561.pdf> (2023年8月8日取得)
- 厚生労働省 (2022d). 児童相談所関連データ. <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000991941.pdf> (2023年8月22日取得)
- 厚生労働省 (2023a). 令和3年度「福祉行政報告例」児童福祉 児童相談所における受付件数, 性×都道府県-指定都市-中核市×経路別. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040002384 (2023年8月22日取得)
- 厚生労働省 (2023b). 令和4年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究」親子関係再構築支援に関する取組事例集. https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_10.pdf (2023年9月1日取得)
- 厚生労働省 (2023c). 「第53回社会保障審議会児童部会」資料6-2 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会の議論状況について. <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071894.pdf> (2023年8月29日取得)
- 厚生労働省 (2023d). 「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」とりまとめ. <https://www.mhlw.go.jp/content/001079605.pdf> (2023年8月25日取得)
- 厚生労働省 (2023e). 「第53回社会保障審議会児童部会」資料4-3 児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化について. <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071890.pdf> (2023年8月25日取得)
- 久保健二・湯川慶子 (2021). 児童虐待防止に関連した法律の改正にともなう新たな児童虐待防止の対策. 保健医療科学, 70(4), 338-351.
- 内閣府 (2023) 男女共同参画白書 令和5年版. 内閣府

男女共同参画局.

日本総合研究所 (2023). 令和4年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究報告書」https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/column/opinion/detail/202304_mhlwkodomo_report1.pdf (2023年8月26日)

政策基礎研究所 (2023). 令和4年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業里親支援センター(仮称)の設備・運用基準, 第三者評価のあり方に関する調査研究報告書」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/94b60263-52e6-4394-ba38-b5e9c380e3cb/d0cfc1/20230401_policies_jidouguyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_Research-Yougo_01.pdf (2023年8月26日取得)

付記

本稿では, 各省庁, 法律の規定等により「こども」「子ども」など表記が不統一であるがそのまま記載している。それ以外の部分について記載する場合, 筆者は「子ども」と記している。